

国立大学法人東京農工大学大学院技術経営研究科運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学大学院技術経営研究科運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学大学院技術経営研究科運営規則 平成17年4月4日 17技経教規則第1号</p> <p>第1条 省略</p> <p>(定義) 第2条 この規則において「専任教員」とは、次の各号に定める者をいう。 一 <u>研究科に所属する教育職員(国立大学法人東京農工大学大学院技術経営研究科に勤務する教育職員の就業に関する特例規程第2条に該当する者を除く。)</u> 二 <u>工学研究院に所属し、研究科を主たる兼務先とする教育職員</u> 三 <u>工学研究院に所属し、工学府を主たる兼務先とする教育職員(研究科を兼務する者に限る。)</u></p> <p>(研究科長) 第3条 省略 2 研究科長候補資格者は、前条第2号に定める者のうち教授である者及び現に研究科長である者とする。 3 組織運営規則第4条第5項に規定する研究科長候補者は、教授会の議を経て選出する。 4 その他研究科長の選考方法について必要な事項は、別に定める。</p> <p>第4条～第9条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条 省略(現行どおり)</p> <p>(定義) 第2条 この規則において「専任教員」とは、次の各号に定める者をいう。 一 <u>削除</u> 二 <u>削除</u> 三 <u>工学研究院に所属し、研究科を兼務する教育職員</u></p> <p>(研究科長) 第3条 省略(現行どおり) 2 研究科長候補資格者は、前条に定める者のうち教授である者及び現に研究科長である者とする。 3 組織運営規則第4条第5項に規定する研究科長候補者は、教授会の議を経て選出する。 4 その他研究科長の選考方法について必要な事項は、別に定める。</p> <p>第4条～第9条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第3条第2項から第4項までの規定にかかわらず、平成23年4月1日から技術経営研究科が廃止されるまでの間は、工学府長が技術経営研究科長を兼ねるものとする。